

議案第 65 号

大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について

大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について、審議願
いたく提案する。

平成 21 年 9 月 29 日提出

大和市教育委員会

教育長職務代理者 井 上 純 一

大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

大和市生涯学習センター条例施行規則(昭和44年大和市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「月曜日」の次に「(大和市渋谷学習センターにおいては、月の最終月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条及び第3条に規定する休日(以下「休日」という。)にあたるときはその前の週の月曜日。))」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項第1号の月曜日が、休日にあたる時は、大和市生涯学習センターホール(以下「センターホール」という。)及びその使用に係る控室を使用させることができる。

第3条中「及び調理実習室」を「調理実習室及びスタジオ」に改め、「(以下「会議室等」という。))」の次に「並びにセンターホール及び大和市渋谷学習センター多目的ホール(以下「多目的ホール」という。))」を加える。

第4条第2項中「承認を受けたもの」の次に「(以下「登録団体」という。))」を加える。

第5条の見出し中「利用登録」を「利用者登録」に改め、同条中「使用者」を「登録団体」に改める。

第6条第1項中「承認申請(以下「承認申請」という。))」を「使用申請」に改め、同項第1号中「会議室等」の次に「及び多目的ホール」を、「申請」の次に「(以下「電子申請」という。))」を加え、同項第2号を次のように改める。

(2) センターホール 生涯学習センターホール、会議室等使用申請書を提出する。

第6条第2項中「承認申請」を「使用申請」に改め、同条第3項中「会議室等」の次に「及び多目的ホール」を加え、「始期を」を削り、「初日からとし、終期を同月の10日までとしてその間、承認申請を行うことができるものとする。」を「初日から同月の10日までの間に使用申請を行うことができる。」に改め、同条第5項中「承認申請」を「使用申請」に改め、同項を第6項とし、同条第4項中「前項」を「第3項」に、「承認申請」を「使用申請」に、「利用時間」を「使用時間」に改め、同項を第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前3項の規定にかかわらず、多目的ホールについて、次に掲げる要件を満たした使用の場合は、別表第2に定める期間に申請を行うことができる。この場合においては、多目的ホール早期予約
使用
催事使用申請書を提出する。

- (1) 発表会、講演会、展示会その他教育委員会が認めたもの
- (2) 使用時間が連続して4時間以上

第7条を次のように改める。

(使用承認等)

第7条 教育委員会は、前条第1項の規定による使用申請を受けたときは、次に掲げる区分に応じて承認を行い、その承認を受けたもの(以下「使用者」という。)に対し次の通知を行うものとする。

- (1) 会議室等及び多目的ホール その使用を承認するものとし、情報通信条例第4条に基づく電子情報処理組織を使用した通知(以下「電子通知」という。)を行う。
- (2) センターホール その使用目的又は内容を審査し、使用を承認するときは生涯学習センターホール、会議室等使用決定通知書により、その使用を承認しないときはその旨を申請者に通知する。
- (3) 多目的ホール早期予約催事使用 その使用目的又は内容を審査し、使用を承認するときは電子通知により、その使用を承認しないときはその旨を申請者に通知する。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項に規定により使用申請を受けた場合は使用日の3月前の月に属する11日に承認を行う。この場合において、その使用申請が重複した場合は、抽選によりこれを決定する。

第8条中「会議室等」の次に「及び多目的ホール」を加え、「別表第2」を「別表第3」に改める。

第9条第1項中「会議室等の」を削り、「使用日の3日前までに生涯学習センター使用変更(取消)申請書」を「次の各号に定める期日までに生涯学習センターホール、会議室等使用変更(取消)申請書」に改め、次の各号を加える。

(1) 会議室等及び多目的ホール 使用日の3日前

(2) センターホール 使用日の10日前

第9条第2項を削り、同条第3項中「前項に規定する申請のうち、使用区分の変更については、前項の規定にかかわらず」を「前項の規定にかかわらず、使用区分の変更については」に改め、同項を第2項とし、同条第4項中「前3項」を「前2項」に、「生涯学習センター使用変更(取消)申請決定通知書により申請者」を「生涯学習センターホール、会議室等使用変更(取消)決定通知書により使用者」に改め、同項を第3項とする。

第10条中「別表第3」を「別表第4」に改める。

第11条中「使用料を」の次に「教育委員会が指定する期日までに」を加える。

第12条中「別表第4」を「別表第5」に改める。

第13条中「全額」の次に「又は一部」を加える。

第14条中「ホール」を「センターホール」に改める。

第15条中「当該職員」を「生涯学習センターの職員(以下「職員」という。)」に改める。

第17条各号列記以外の部分中「第2号」を「第3号」に改め、同条第8号中「当該職員」を「職員」に改め、同号を第9号とし、同条第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員が要求した場合は、使用者であることが確認できる書類等を提示すること。

第18条中「当該職員」を「職員」に改める。

第19条を次のように改める。

(使用後の点検及び報告)

第19条 使用者は、施設、設備等の使用を終了したときは、直ちに点検を行い、その結果を報告しなければならない。

第20条中「別表第5」を「別表第6」に改める。

別表第1を次のように改める

別表第1(第6条関係)

1 センターホール

市内		市外	
始期	終期	始期	終期
使用日の属する月の10月前の初日から。ただし、休館日のときは、その翌日とする。	使用日の10日前まで。ただし、休館日のときは、その前日とする。	使用日の属する月の6月前の初日から。ただし、休館日のときは、その翌日とする。	使用日の10日前まで。ただし、休館日のときは、その前日とする。

備考

「市内」とは、申請者が市内に居住し、又は市内に事務所等を有する団体をいい、「市外」とは、それ以外のものをいう。

2 会議室等及び多目的ホール

公共的団体・社会教育関係団体・市民等の団体		左記以外	
始期	終期	始期	終期
使用日の属する月の3月前の16日から。ただし、休館日のときは、その翌日とする。	使用の前まで。ただし、使用日の午後5時までとする。	使用日の属する月の2月前の初日から	使用の前まで。ただし、使用日の午後5時までとする。

別表第5中

第4号様式	生涯学習センターホール等使用申請書	第6条
第5号様式	生涯学習センターホール等使用申請決定通知書	第7条

第6号様式	生涯学習センター使用変更(取消)申請書	第9条
第7号様式	生涯学習センター使用変更(取消)申請決定通知書	第9条
第8号様式	生涯学習センターホール使用料還付申請書	第13条

」を

第4号様式	生涯学習センターホール、会議室等使用申請書	第6条
第5号様式	多目的ホール早期予約催事使用申請書	第6条
第6号様式	生涯学習センターホール、会議室等使用決定通知書	第7条
第7号様式	生涯学習センターホール、会議室等使用変更(取消)申請書	第9条
第8号様式	生涯学習センターホール、会議室等使用変更(取消)決定通知書	第9条
第9号様式	生涯学習センター使用料還付申請書	第13条

」に

改め、同表を別表第6とする。

別表第4 5の項使用内容の欄中「「やまと生涯学習ねっとわあく」利用者」を「「やまと生涯学習

ねっとわあく利用者」に改め、同表中

8	ホール舞台を練習のために使用するとき	100分の70の額	」を
---	--------------------	-----------	----

8	センターホール舞台を練習のために使用するとき	100分の70の額	」に
9	多目的ホール舞台を練習のために使用するとき	2分の1の額	

改め、同表を別表第5とする。

別表第3を次のように改め、同表を別表第4とする。

会議室等基本使用料

室名/区分	適用する室			
	大和市生涯学習センター	大和市つきみ野学習センター	大和市林間学習センター	大和市桜丘学習センター
会議室(大)	207 大会議室			
会議室(中)	201 会議室、206 会議室、208 会議室、302 会議室、304 会議室、306 会議室、308 会議室	201 会議室、202 会議室、303 会議室	101 会議室、201 会議室	104 会議室
会議室(小)	202 小会議室			

講習室	101 講習室、102 講習室	304 講習		103 講習室、202 講習室
集会室		203 集会室	301 集会室	301 集会室
和室	205 和室	301 和室、 302 和室	103 和室	102 和室
特別室(大)	303 特別室			
特別室(中)	204 特別室			
調理実習室	301 調理実習室			

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2(第6条関係)

公共的団体・社会教育関係団体・市民等の団体		左記以外	
始期	終期	始期	終期
使用日の属する月の5月前の初日から。ただし、休館日のときは、その翌日とする。	使用日の属する月の4月前の末日まで。ただし、休館日のときは、その前日とする。	使用日の属する月の4月前の初日から。ただし、休館日のときは、その翌日とする。	使用日の属する月の4月前の末日まで。ただし、休館日のときは、その前日とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年3月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の大和市生涯学習センター条例施行規則(以下この項において「新規則」という。)第6条の規定による使用申請その他の新規則を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前に行うことができる。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際、現に調整されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。

議案第 66 号

平成 22 年度県費負担教職員人事異動方針（案）について

平成 22 年度県費負担教職員人事異動方針（案）について、審議願いたく提案
する。

平成 21 年 9 月 29 日提出

大和市教育委員会

教育長職務代理者 井 上 純 一

平成22年度

県費負担教職員人事異動

大和市教育委員会

大和市公立学校県費負担教職員人事異動方針

大和市教育委員会は、学校の適正な運営を確保することにより、教育本来の目的を達成するため、人事異動にあたっては、次の事項を基本として、関係機関の積極的な協力のもとに教職員の適切な配置に努めるものとする。

- 1 適材を適所に配置すること。
- 2 教職員の編成を刷新強化すること。
- 3 全県的視野に立って、広く人事交流を行うこと。

平成22年度大和市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領

1. 異動の時期

採用（転任採用を含む。）、配置換及び昇任は1日付け、退職は年度の末日で行うことを原則とする。

なお、教職員が自己の都合により退職する場合にあっては、原則として、学期末に退職させるよう指導するものとする。

2. 転任及び配置換

- (1) 異動は、小・中一貫教育による教育効果の向上を図るため、校種を異にする異動について積極的に行うものとする。
- (2) 異動に際しては、教育効果の向上を図るため、性別、年齢、資格、勤続年数等からみて学校ごとの教職員構成の均衡が保たれるよう配慮するものとする。
- (3) 特に、児童指導、生徒指導を充実するため、校長を中心に教職員の協力体制が確立できるように配慮する。
- (4) 教育効果を高めるため、原則として、同一校勤続3年以内の者は異動の対象としないものとする。

ただし、校種を異にする異動及び行政上特に必要な場合は3年以内であっても適正配置の立場から異動を行うことができるものとする。

- (5) 同一校に多年勤務する者については、その能力と適性を考慮して積極的に異動を行うものとする。この場合、原則として同一校勤続8年を基準として異動の対象とするものとする。

ただし、学校栄養職員については、同一校（場）勤続5年を基準として異動の対象とするものとする。

- (6) 中学校においては、特に免許教科を十分考慮し、許可教科担任の解消を図るよう努力するものとする。
- (7) 適正な定数確保及びバランスのとれた職員構成を考慮し、他市間人事交流を積極的に行うものとする。
- (8) 小・中学校と高等学校、特別支援教育諸学校との相互間の異動については、別に定める。

3. 採用

採用内申を行うにあたっては、次のことに留意するものとする。

- (1) 面接を行い、人物について十分把握する。
- (2) 本人が有する免許状について確認する。

- (3) 現に職務を有する者については、その履歴、勤務状況等について調査し現所属長の発行する調書、履歴書等を確認する。

4. 昇 任

(1) 校長の任用

ア、学校種別にとらわれず、新進気鋭にして、人物・識見・能力・勤務成績・健康度等の優秀な者を任用するものとする。

イ、県教育委員会の定めるところにより、候補者の選考及び異動の調整を行うものとする。

(2) 教頭の任用

校長に準じて行うものとする。

5. その他

この要領に定めるもののほか、任免その他人事に関する取扱い及び手続き等に関しては、別に定める。

報告第 2 号

平成 21 年度大和市教育費補正予算について

大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 40 年大和市教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 2 項の規定により、別紙のとおり教育長が事務を臨時に代理したので、同条第 3 項の規定により承認を求める。

平成 21 年 9 月 29 日提出

大和市教育委員会
教育長職務代理者 井 上 純 一

平成21年度9月補正予算(案)

【単位:千円】

歳入

科目	当初予算額	現計予算額	補正額	合計	充 当 先 (大 事 業 単 位)
15-2-6 教育費国庫補助金	74,747	74,747	173,215	247,962	
1 小学校費補助金	17,172	17,172	90,762	107,934	
06 学校情報通信技術環境整備事業補助金	0	0	45,875	45,875	10-02-02-14 小学校デジタルテレビ整備事業 45,875
07 地域活性化・公共投資臨時交付金	0	0	44,887	44,887	10-02-03-06 小学校デジタル放送受信設備整備事業 44,887
2 中学校費補助金	9,483	9,483	15,672	25,155	
05 学校情報通信技術環境整備事業補助金	0	0	5,750	5,750	10-03-02-18 中学校デジタルテレビ整備事業 5,750
06 地域活性化・公共投資臨時交付金	0	0	9,922	9,922	10-03-03-04 中学校デジタル放送受信設備整備事業 9,922
3 社会教育費補助金	1,500	1,500	2,983	4,483	
02 学習センターデジタルテレビ整備事業補助金	0	0	375	375	10-04-03-14 学習センターデジタル放送受信設備整備事業 375
03 地域活性化・公共投資臨時交付金	0	0	2,608	2,608	10-04-03-14 学習センターデジタル放送受信設備整備事業 2,608
4 安全・安心な学校づくり交付金	46,592	46,592	63,798	110,390	
01 小学校安全・安心な学校づくり交付金	46,592	46,592	49,875	96,467	10-02-03-06 小学校デジタル放送受信設備整備事業 49,875
02 中学校安全・安心な学校づくり交付金	0	0	11,025	11,025	10-03-03-04 中学校デジタル放送受信設備整備事業 11,025
03 学習センターデジタル放送受信設備整備事業補助金	0	0	2,898	2,898	10-04-03-14 学習センターデジタル放送受信設備整備事業 2,898
22-1-5 市債・市債・教育債	209,700	296,000	6,000	302,000	
1 小学校債	203,100	203,100	4,900	208,000	
01 小学校デジタルテレビ放送受信設備事業債	0	0	4,900	4,900	10-02-03-06 小学校デジタル放送受信設備整備事業 4,900
3 中学校債	0	19,100	1,100	20,200	
01 中学校デジタルテレビ放送設備整備事業債	0	0	1,100	1,100	10-03-03-04 中学校デジタル放送受信設備整備事業 1,100

平成21年度9月補正予算(案)

【単位:千円】

歳 出

款 項 目 (事業名)	補正前予算	現計予算	補正額	補正後	備 考
10-2 小学校費	1,377,489	1,467,845	227,143	1,694,988	
2 教育振興費	331,945	331,945	91,750	423,695	
14 小学校デジタルテレビ整備事業	0	0	91,750	91,750	全市立小学校の普通教室に設置しているテレビ(平成13年以前購入分)を、今後電子黒板機能の付加が可能なデジタルテレビ(50インチ)に交換します。学校情報通信技術環境設備事業費補助金と併せて地域活性化・経済対策臨時交付金を活用し前倒して整備するものです。
3 学校建設費	492,056	582,412	135,393	717,805	
5 学校図書館施設整備事業	8,238	8,238	35,643	43,881	子どもの自主的な読書活動を推進するため図書室の施設整備を進めます。当初予算で実施する2校(大和小、林間小)に加え、地域活性化・経済対策臨時交付金を活用し来年度以降予定していた小学校8校(西鶴間、桜丘、渋谷、上和田、草柳、中央林間、福田、柳橋)の整備を前倒して実施します。
6 小学校デジタル放送受信設備整備事業	0	0	99,750	99,750	全市立小学校で地上デジタル放送受信設備を整備します。平成22年度以降に市費で整備する予定でしたが、安全安心な学校づくり交付金と地域活性化・公共投資臨時交付金を活用し前倒して整備します。
10-3 中学校費	885,310	911,138	33,550	944,688	
2 教育振興費	235,067	235,067	11,500	246,567	
15 中学校デジタルテレビ整備事業	0	0	11,500	11,500	全市立中学校の特別教室に設置しているテレビの一部を、今後電子黒板機能の付加が可能なデジタルテレビ(50インチ)に交換します。学校情報通信技術環境設備事業費補助金と併せて地域活性化・経済対策臨時交付金を活用し前倒して整備するものです。
3 学校建設費	350,125	375,953	22,050	398,003	
4 中学校デジタル放送受信設備整備事業	0	0	22,050	22,050	全市立中学校で地上デジタル放送受信設備を整備します。平成22年度以降に市費で整備する予定でしたが、安全安心な学校づくり交付金と地域活性化・公共投資臨時交付金を活用し前倒して整備するものです。

平成21年度9月補正予算(案)

【単位:千円】

歳出

款項目(事業名)	補正前予算	現計予算	補正額	補正後	備考
10-4 社会教育費	994,612	1,003,714	6,546	1,010,260	
3 公民館費	321,080	321,080	6,546	327,626	
14 学習センターデジタル放送受信設備整備事業	0	0	6,546	6,546	国の補正予算に計上された「地域活性化・公共投資臨時交付金、経済危機対策臨時交付金」等の国庫補助金を活用し、地上波デジタル放送受信アンテナ設置工事施工及び地上波デジタル対応型テレビを購入するための増額補正です。
10-5 保健体育費	1,339,644	1,339,644	101,793	1,441,437	
3 学校給食管理費	906,905	906,905	101,793	1,008,698	
13 学校給食設備整備事業	16,710	16,710	27,698	44,408	PEN樹脂製食器の導入に伴い、食器用コンテナ等の学校給食設備を整備します。平成23年度までに整備を実施する予定でしたが、地域活性化・経済対策臨時交付金を活用し、前倒して整備するものです。
16 学校給食食育推進事業	31,817	31,817	74,095	105,912	平成23年度までに全小中学校でPEN樹脂製食器を導入する予定でしたが、地域活性化・経済対策臨時交付金を活用し、はしの導入と併せて前倒して整備するものです。